

定 款

一般社団法人日本学生氷上競技連盟

平成	28年	9月	17日	法 人 成 立
平成	29年	10月	1日	変 更
令和	5年	6月	24日	変 更

一般社団法人 日本学生氷上競技連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 日本学生氷上競技連盟と称し、英文では、JAPAN COLLEGIATE SKATING AND ICE HOCKEY FEDERATION と表示し、JACSIF と略称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本全国の学生氷上競技を統括する団体として、学生自治の理念を尊重しつつ、加盟団体相互の融和連絡を図り、かつ氷上競技の普及・発展ならびに学生競技精神と技術の向上を期することで、我が国のスポーツの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 学生氷上競技に関する競技会の開催
- (2) 学生氷上競技に関する助成
- (3) 学生氷上競技を通じての国際交流の推進
- (4) 学生氷上競技の技術向上、選手の就職等に関する各種セミナー、講演会、説明会の開催
- (5) 会報の発行及びホームページ等の運営
- (6) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

2 前項(1)から(6)の事業は日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して、加盟を希望する大学のスケート部、アイススケート部の各部門及びアイスホッケー部、女子アイススケート部で、以下の条件を満たす団体

- ① スピード、フィギュア部門は、公益財団法人日本スケート連盟に登録していること

② アイスホッケー部門は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟加盟 2 種団体に登録していること

③当該大学の体育会、学友会またはこれに準ずる大学の組織に所属していること（その大学を代表する唯一のスケート部、アイススケート部、アイスホッケー部、女子アイススケート部であること）

（2）個人登録会員

正会員である団体に所属する学生で、この法人に登録をする個人。

（3）賛助会員

この法人の事業を援助する個人または団体であって、総会が定める会費を支払った個人または団体

- 2 前項各号の会員のうち、正会員は、それぞれの団体を代表するものとして、代表委員を 1 名選出し、会長に書面をもって届けなければならない
- 3 第1項の正会員のうち、4 名以上の個人会員を有する団体の代表委員をこの法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とし、4 名に満たない団体の代表委員をこの法人の準社員（社員ではない正会員）とする。

（代表委員）

第 6 条 代表委員は、正会員の部長、副部長、それらに準じる者、監督または個人登録会員とする。

（代表委員の交代）

第 7 条 この法人の正会員は、任意でいつでも代表委員を交代させることができる。ただし、会長に速やかに書面をもって届け出なければならない。

（会員の資格の取得）

第 8 条 この法人への入会を希望するものは、総会の定める手続きにしたがい、入会申込書を会長に提出し、理事会での承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第 9 条 会員は、別に総会で定める基準により、入会金及び会費を負担する義務を負う。

2 既納の会費及び入会金はいかなる事由があっても返還しない。

（任意脱退）

第 10 条 会員は、理事会において別に定める手続きを完了させることにより、任意でいつでも脱退することができる。

（除名）

第 11 条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけまたは目的に反する行為を行ったとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当することになったときには、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 成年被後見人もしくは被保佐人となり、または破産の宣告を受けたとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または団体である会員が解散したとき
- (4) 総社員が同意したとき

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は次に掲げる事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業方針の承認
- (7) 収支予算書の承認
- (8) 入会金及び会員の会費負担基準
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員（正会員現在数）の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 定時総会の議長は会長または会長が指名した者がこれにあたる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。ただし、総会の開催日2週間前までに所定の会費の納入を完了している社員をもって総会において権利を行使する社員とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議する際に関しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者数の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い者順に定数の枠に達するまでの者を選任することにする。

4 前項の規定にかかわらず、第21条に定める書面等による議決権の行使の結果、総会開催前に、理事または監事を選任する議案について過半数の賛成が得られており、かつ総会において出席している社員にこれを一括で決議することを諮り、異議がない場合には、理事または監事を選任する議案について一括で決議することができるものとする。

(書面等による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法により、議決権を行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した社員は、総会に出席したものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の社員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第19条の規定の適用については、その社員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人は次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人とその配偶者または3等身内の親族、その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 監事は総会の決議により選任する。
- 3 この法人に次の役職者を置き、理事会の決議により、理事の中から選定する。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名以内
- 4 前項の(1)をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令又はこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は法令又はこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長及びこの法人の業務を執行する理事は、毎事業年度4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、当法人の理事又は職員を兼ねることはできない。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 第23条に定める理事又は監事の員数がかけた場合には、任期満了または辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第29条 理事、監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員等の法人に対する責任の免除)

第30条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(非業務執行理事等の法人に対する責任の限定)

第31条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は次の職務を行う

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な使用人の選定及び解職
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
- (8) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備の決定
- (9) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第34条 理事会は会長が招集し、会長もしくは会長が指名したものが議長となる。

2 会長が欠けた時または会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時は、この限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(専門委員会)

第37条 この法人の事業遂行のために必要がある時は、理事会の決議に基づき、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、理事会の諮問に応じる。

3 専門委員会の委員は、理事会の決議に基づき会長がこれを任命する。

4 前項の規定による専門委員会の組織及び運営に関する規定は、理事会で別に定める。

第7章 総裁、名誉顧問、顧問、参事及び技術顧問

(総裁)

第38条 この法人に、総裁を置くことができる。

2 総裁は、理事会での議決を経て、会長が委嘱する。

3 総裁は、会長及び理事会の諮問に応え、会長及び理事会に意見を述べることができる。

(名誉顧問)

第39条 この法人に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、理事会で定める別の手続きに従い、理事会での議決を経て、会長が委嘱する。

3 名誉顧問は、会長の諮問に応え、会長に意見を述べることができる。

(顧問)

第40条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会で定める別の手続きに従い、理事会での議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長及び理事会の諮問に応え、会長及び理事会に意見を述べることができる。

(参事)

第41条 この法人に、参事を置くことができる。

2 参事は、理事会で定める別の手続きに従い、理事会での議決を経て、会長が委嘱する。

- 3 参事は、会長及び理事会の諮問に応え、会長及び理事会に意見を述べることができる。

(技術顧問)

第42条 この法人に、技術顧問を置くことができる。

- 2 技術顧問は、理事会で定める別の手続きに従い、理事会での議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 技術顧問は、会長及び理事会の諮問に応え、会長及び理事会に意見を述べることができる。

(参事、技術顧問の報酬)

第43条 参事、技術顧問の報酬については、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第8章 諮問機関

(諮問機関)

第44条 この法人に、会長の諮問に応え、また会長に意見を述べる機関として、以下の諮問機関を置く。

- (1) 各部門監督会
- (2) 地方学連会代表者会
- (3) その他会長が定めるもの

(各部門監督会の構成)

第45条 各部門監督会は、正会員である団体の監督・コーチによって構成される。

- 2 会長は必要に応じて、各部門監督会を招集できる。
- 3 各部門監督会の議長は、会長もしくは会長が指名したものとする。

第9章 資産及び会計

(剰余金の分配)

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことが出来ない。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業年度の開始日から定期総会開催日までの予算は、理事会の議決により執行することができる。この期間の予算については、前項の収支予算書に含め、総会

の承認を得る。

- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまで備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、(1)、(3)、(4)については、定時総会に提出し、(1)の書類についてはその内容を報告し、(3)及び(4)の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告、会計監査報告を主たる事務所に5年間据え置くと共に、定款、社員名簿を主たる事務室に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって、これを変更することができる。

(解散)

第51条 この法人は、総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数による議決を得た場合、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまで(公益認定の基準)に掲げる法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は官報に掲載する方法により行う。

第 1 2 章 事務局

(事務局)

第 5 4 条 この法人の事務を処理するために事務局を設ける。

2 事務局には事務局員として、学生幹事及び職員を置く。

3 学生幹事は、理事を補佐し、この法人の各種事務を行う。学生幹事は、この法人の正会員からの推薦により、理事会で決議し、会長が委嘱する

4 事務局には、事務局長を置くことができる。また、事務局長の選任及び解任については、理事会の決議を要する。その他の事務局員は、会長が任免する。

5 学生幹事及び職員（事務局長を含む）には、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 1 3 章 雑則

(細則)

第 5 5 条 この定款の施行に関する細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

上記は、当法人の定款に相違ありません。

令和 年 月 日

一般社団法人日本学生氷上競技連盟

代表理事 福 田 弥 夫